

70 歳以上 75 歳未満の高額療養費自己負担限度額等の見直しについて

今回、医療費制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求めることから、平成 30 年 8 月診療分以降で、70 歳以上 75 歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額と高額介護合算療養費の限度額が見直されます。（高額療養費においては、平成 29 年度の 1 回目の見直しに続き、今回が 2 回目となります。）

1 高額療養費の自己負担限度額の見直しについて（平成 30 年 8 月以降）

(1)変更内容

平成 30 年 8 月診療分より、現役並み所得者については、外来上限額を廃止としたうえで、所得区分が細分化され、自己負担限度額が引き上げられます。（70 歳未満と同額）
一般所得者については、外来上限額が引き上げられます。（下表参照）

【現行】平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月末

適用区分	1 ヶ月あたり限度額	
	外来（個人）	（世帯ごと）
現役並み （標準報酬月額 28 万円以上）	<u>57,600 円</u>	80,100 円 +（医療費－267,000）×1% < 4 回目～：44,400 円 >
一般 （標準報酬月額 26 万円以下）	<u>14,000 円</u> <年間上限 144,000 円>	<u>57,600 円</u> < 4 回目～：44,400 円 >
低所得Ⅱ（住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ（住民税非課税・年金収入 80 万円以下等）		15,000 円



【見直し後】

適用区分	1 ヶ月あたり限度額	
	外来（個人）	（世帯ごと）
現役並み （標準報酬月額 83 万円以上）	252,600 円 +（医療費－842,000）×1% < 4 回目～：140,100 円 >	
現役並み （標準報酬月額 53 万円以上）	167,400 円 +（医療費－558,000）×1% < 4 回目～：93,000 円 >	
現役並み （標準報酬月額 28 万円以上）	80,100 円 +（医療費－267,000）×1% < 4 回目～：44,400 円 >	
一般 （標準報酬月額 26 万円以下）	<u>18,000 円</u> < 年 間 上 限 144,000 円 >	<u>57,600 円</u> < 4 回目～：44,400 円 >
低所得Ⅱ（住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ（住民税非課税・年金収入 80 万円以下等）		15,000 円

(2)適用開始

平成 30 年 8 月診療分から(健康保険組合では、11 月給付分から該当)

2 高額介護合算療養費制度の見直しについて

(1)変更内容

平成 30 年 8 月診療分より、現役並み所得者については、所得区分が細分化され、各区分の算定基準額が設定されることにより、70 歳以上の者がいる世帯の介護合算算定基準額についても見直されます。

【現行】

所得要件	算定基準額
現役並み所得者（標準報酬月額 28 万円以上）	67 万円
一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下等）	56 万円



【見直し後】

所得要件	算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	<u>212 万円</u>
標準報酬月額 53 万円以上	<u>141 万円</u>
標準報酬月額 28 万円以上	67 万円（据え置き）
一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下等）	56 万円（据え置き）

(2)適用開始

平成 30 年 8 月 1 日から 1 年間にかかった療養分から適用する。